



埼玉県発行

目次

規則

○学校職員の住居手当に関する規則等の一部を改正する規則 (教職員課)

一

○株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (総務給与課)

二

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部振興)

二

○〃 (NPO活動推進課)

二

○男女共同参画推進センター情報システム構築業務委託に関する落札者等の公示 (男女共同参画推進センター)

三

○富士見都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)

三

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課)

三

○農業振興地域の区域の変更 (農業政策課)

四

○八条用水路土地改良区の役員就

四

退任届

(春日部農林)

五

○尾田蒔土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)

五

○いるま野農業協同組合農地保有合理化事業規程の変更承認 (農地活用推進室)

五

○電子納品保管管理システムに係るインターネットデータセンター及び機器等の賃貸借に関する入札公告 (技術管理課)

五

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

五

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)

七

○越谷都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (都市計画課)

八

○麻都市計画道路の変更の案の縦覧 (〃)

八

○県立学校における臨時的任用職員履歴書電子化業務委託に関する入札公告 (県立学校人事課)

八

○特殊肥料の検査結果の公表に関

八

する告示

(農総研水田農業研究所)

一〇

○さいたま栗橋線の区域の変更 (杉戸県土)

一一

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

一一

○技能検定員等資格審査に伴う公

一一

示

(選挙管理委員会の招集)

一一

(選管委)

一二

○埼玉県告示第千四百九十九号中訂正 (農村整備課)

一三

規則

学校職員の住居手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第三十号

学校職員の住居手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第六条 第一項中「教育委員」を「教育委員会」に改める。

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第二十二号(裏面)の注意事項2中「国民健康保険」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第三条 学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第四条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項第四号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第五十八号)の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八五

株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

次に掲げる規則の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

- 一 住居手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二九九)第二条第二号
- 二 単身赴任手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五五〇)第五条第四号

- 三 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一三―一八)第七条の三第二項第四号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地区振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 申請のあった年月日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バオバブの木

- 三 代表者の氏名

荒川 広子

- 四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市くすのき台二丁目二十

一番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児及び障害者に対して、生活支援と就労に関する事業を行い、障害児及び障害者並びにその家族の安定した生活と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 申請のあった年月日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

平成二十年十一月四日

申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人大砂土東小学童保育の会

三 代表者の氏名

島田 充枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大和田町二

丁目九九八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営のもと、放課後等において保育を必要とする小学校児童を対象とし、安全で安心できる生活の場を築くことにより、児童の心身の健全な育成を図り、また、保護者の仕事と子育ての両立支援を行うことによつて、児童及び地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 購入等件名及び数量

男女共同参画推進センター情報システム構築業務委託 一式

埼玉県知事 上田 清司

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県男女共同参画推進センター管理担当 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2

3 落札者を決定した日

平成20年10月7日

4 落札者の氏名及び住所

富士通株式会社 神奈川県三崎市中原区上小田中4丁目1番1号

5 落札金額

61,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年8月15日

埼玉県告示第千五百十二号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉環境境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)長崎屋・MEGAドン・キホーテ三郷店

三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一 ほか

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一) 騒音について

さつき平一丁目二街区(二号棟及び二号棟)と長崎屋MEGAドン・キホーテ三郷店(以下長崎屋ドン・キ)が敷地内通路を隔てて対峙しております。スー

パー長崎屋から長崎屋ドン・キへと営業実態の変更に伴い営業時間も午前九時から午後十一時までとなりました。埼玉県生活環境保全条例では深夜十時以降の敷

地境界線以上の騒音は四十五デシベル以下と規制されておりますが、六月二十七日からの営業時間変更後も騒音に対する対策が施されていないことにより住民の

中に『騒音が気になって眠れない』などの苦情が開始【さつき平一―二―自治会】の役員が【さつき平一丁目二街区一号棟】の敷地内にて騒音を測定したと

ころ六十二デシベルもの騒音が屋上空調機設備より発生していたことを確認しま

した。

そこで自治会連絡会より長崎屋ドン・キへ騒音対策の申入れを行ったところ測

定業者を引き連れて【さつき平一―二―の一号棟】及び【さつき平一―二―の二号棟】

の敷地内にて騒音測定を行ない営業時の騒音値が五十三デシベル、営業終了後の

騒音値が五十デシベルとの報告がなされました。

店舗運営時間帯と営業時間外の騒音値を測定して差を改善する計画を住民に説

明したが営業時間外でも空調機の屋外機、特に生鮮食品冷凍冷蔵の屋外機は二十

四時間動いているわけで抜本的な防音対策をすべきと考えます。(例 排気設備

を住民棟とは一番離れた設備に繋ぎ換えるなど)

本来測定は敷地境界線で行うべきではあるが、騒音源が屋上でもあり住宅棟の

開放廊下で測ることは現実的であるが、騒音の距離減衰を考慮するとともに住民

の意見を踏まえて対策を講ずるべきである。

騒音の距離減衰を考慮するとともに住民

の意見を踏まえて対策を講ずるべきである。

立会いのもと騒音測定をすべきと考えます。長崎屋ドン・キ側が測定時に騒音集音マイクにテープを貼った測定のやり方や廊下腰壁より低い位置で測定を実施しており数値の信憑性に疑問が生じた為です。

なお、長崎屋ドン・キの開店前の住民説明会(六月二十二日)では騒音について『騒音源として考えられる屋上設備機器の更新等周辺環境へ配慮した対策を行います』との説明でしたので県からも住民に対して誠実に対応するように指導をお願いしたい。

(二) 光公害について

長崎屋ドン・キの開店に伴い営業時間も夜十一時までに延長されたことは先に申し上げました通りですが、この地域は長崎屋ドン・キを囲むようにして隣接するさつき平一丁目二街区の二棟の住居棟(十二階立てと十三階立て)を含む全十七棟のマンションエリアと反対側には三郷団地の住居棟等多数の集合住宅があります。このような住環境と高齢化の進む世帯が多数ある中で何故に深夜二十三時まで屋上駐車場や看板を明るく照らす必要があるのでしょうか。

特に建物東側の看板照明は本数も多くまた照度が大きいため反射光となって住居棟にもろに当たり安眠妨害になっております。

照明の向きや照明本数、時間帯により照度を低減する等の対策を講じるように県よりもご指導をぜひお願いしたい。

なお、光公害対策に関する長崎屋ドン・キの説明は(イ)看板灯などが直接周辺建物に照射しないように設置角度を調整します(ロ)外部照明についてはタイマー設定により営業終了後は消灯しますとの説明でございました。

(三) 火災時の避難対策について

店内避難誘導案内標識がスーパードン・キ長崎屋時代に設置されたままのものが多く長崎屋ドン・キの圧縮陳列や山積陳列による店内のジャングル化に対応した避難誘導案内標識の設置になっていない。火災時にその通り行けば避難できるのか甚だ不安を感じます。特に地下食品売場は非常階段を潰してまで食品売場を設営したため万一の火災発生時にはエスカレーター二基、エレベーター一基しか避難経路が無い中で停電して黒煙が立ち込めた際はどこから避難をすれば良いのか不安が募ります。さらに南側玄関自動ドアの横の手動ガラスドアの前後に商品や設備品が置いてあり緊急時には開けられるのか問題です。また各フロアの避難扉が開くのか住民の不安は募るばかりです。関係機関は消防法に照らして早急に防火体制の査察と避難階段の確保や誘導標識の適切な設置の指導をお願いしたい。

(四) 道路交通法の遵守について

長崎屋ドン・キの建物には長崎屋開業当初より西側センター道路に面した位置に商品の納品所がありますが、店内自転車売場が東側玄関前にある為か東側玄関前道路を使用して自転車の納品を行っております。道路はバスも通れば来店顧客車両の駐車場への出入りや住民が通行する歩道もあります。さつき平地区は全面駐車禁止になっておりその都度止めて頂く様にお願しておりますが残念ながら聞き入れて頂けません。法律を遵守して頂ける様関係機関からのご指導をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十年十一月十四日から平成二十年十二月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部地域振興センター

埼玉県告示第千五百十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定により、吉川農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 追加する区域
なし

二 削除する区域

吉川市のうち、次の区域
市道二一一九号線南西側の道路境界と市街化区域の境、大字道庭字堤外四三五―二地先及び大字道庭字堤外四三一―五と三郷市采女新田の境、吉川市大字道庭字堤外四三一―五と四三一―二の境、大字中曾根字川戸沼一一六

七―四と一一六七―一の境、大字中曾根字八幡九三〇―五と九三〇―二の境、大字中曾根字八幡八九三―五と八九三―二の境、大字高久字小帳九九九―九と九九九―一の境、大字高久字原田一〇六一―三と一〇六一―一の境、大字高久字町田三一九―五と三一九―二の境、大字高富字道免五五三―六と五五三―二の境、大字高富字蒲田三八六―六と三八六―二の境、大字木売字井堀向道下四一四―一一、四一四―一二及び四一四―一三と四一四―一三の境並びに大字木売字井堀向道下四一四―一三及び四一四―一三と四一四―一三の境及び二郷半水路東側の境を順次線で結んで囲まれた土地の区域

埼玉県告示第千五百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、八条用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 中村喜久三 越谷市大成町二丁目二二

同 秋山正策 同 相模町一丁目三二五

同 鈴木弘 同 東町三丁目五二二

同 戸部宗三郎 草加市柿木町三〇二

同 會田孝雄 八潮市大字八条三二八

同 豊田清 同 緑町三丁目五の一

監事 田中喜久雄 越谷市川柳町二丁目二五一の一

同 加藤芳隆 草加市青柳三丁目三七の三

同 萩野信雄 八潮市大字八条三七四八

二 退任

職名 氏名 住所

理事 中村喜久三 越谷市大成町二丁目二二二

同 鈴木弘 同 東町三丁目五二二

同 秋山正策 同 相模町一丁目三二五

同 戸部宗三郎 草加市柿木町三〇二

同 會田富夫 八潮市大字八条四〇二六

同 豊田清 同 緑町三丁目五の一

監事 田中喜久雄 越谷市川柳町二丁目二五一の一

同 加藤芳隆 草加市青柳三丁目三七の三

同 萩野信雄 八潮市大字八条三七四八

埼玉県告示第千五百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年十一月十日認可した。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

尾田蒔土地改良区

二 事務所の所在地

秩父市

埼玉県告示第千五百十七号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定によ

り、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程

いるま野農業協同組合農地保有合理化事業規程

二 変更承認年月日

平成二十年十月二十四日

三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

農地信託等事業

研修等事業

埼玉県告示第千五百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子納品保管管理システムに係るインターネットデータセンサー及び機器等の貸借一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年3月1日(日)から平成26年2月28日(金)まで。ただし、平成21

年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県県土整備部技術管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入札し、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入札し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、次のとおり

(ア) 埼玉県ホームページを開く。

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(カ) 部局名は「県土整備部」を選択する。

(キ) 課所名は「技術管理課」を選択する。

(ク) 「物品等」を選択する。

(ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(コ) 検索ボタンをクリックする。

(カ) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(2) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（3(1)アの場合を含む。）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当 坂原 萩原 電話048-830-5199（直通）

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年12月25日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年12月24日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県県土整備部技術管理課 平成20年12月25日（木）午前11時
なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年12月2日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請する。
イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。
なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定しない。
- (8) 手続における交渉の有無
無
- (9) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、あらかじめ本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年11月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。
- (10) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of Services Required:
Lease of the Internet Date Center and server equipment for Saitama Prefecture's Electronic Delivery and Storage Management System with a function to support downloading electronic bidding data.
- (2) Deadline for Submissions:
By the electronic tender systems ; by 10 : 00 a.m., December 25, 2008.
By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., December 24, 2008.
In person : 5 : 00 p.m., December 24, 2008.
- (3) Contact Information ;
Technical Management Division, Land Development Department Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone. 048-830-5199
- ~~~~~
- 埼玉県知事第十五百十九号
測量計画機関の長である三郷市長木津
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条の
難読から次のよりの公并測量を実施する
おいて準用する同法第十四条第三項の規
定の通知を受けたので、測量法（昭和二十

定により公示する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
- 二 三郷市
- 三 作業種類
公共測量(航空写真撮影)
- 四 作業地域
三郷市全域
- 五 作業期間
平成二十年九月四日から平成二十一年三月十三日まで

埼玉県告示第五百二十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号
第二〇〇七―七四―〇号
- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
秩父市大野原字宿東九三七―二外十三筆
- 三 雨水流出抑制施設の容量
容量 六六二・七立方メートル
浸透効果量 〇・〇四三立方メートル毎秒

埼玉県告示第五百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
越谷都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域
越谷市大字恩間及び大字袋山の各一部
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷原土整備事務所、越谷市都市整備部都市計画課、吉川市都市建設部都市計画課及び松伏町まちづくり整備課
- 四 縦覧期間
平成二十年十一月十四日から平成二十年十一月二十八日まで

埼玉県告示第五百二十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
蕨都市計画道路三・四・一号元蕨法ヶ田線、三・四・二号国道17号線、三・四・五号蕨中央通り線、三・五・六号旭町丁張線、三・五・八号大宮川口線、三・四・九号旭町前谷線、三・五・十号蕨駅前通り西口線、三・四・十一号蕨駅前通り東口線及び三・四・十五号錦町富士見線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
(三・五・六号旭町丁張線)

埼玉県告示第五百二十三号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
県立学校における臨時的任用職員の履歴書電子化業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成20年12月1日(月)から平成21年1月30日(金)まで
 - (4) 納入場所
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課
 - (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。
 - 二 追加する土地の区域
なし
 - 三 都市計画変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所及び蕨都市整備部まちづくり推進課
 - 四 縦覧期間
平成二十年十一月十四日から平成二十年十一月二十八日まで
- なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該

金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

- (5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
 入手手順は、下記のとおり。

(ア) 埼玉県ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/>）を開く。

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する。

(キ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

下記②の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

- (2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（上記①アの場合を含む。）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号第二庁舎4階 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 総務・システム管理担当 安立、辻
 電話 048-830-6727（直通） FAX 048-830-4958 メールアドレス a6720-01@pref.saitama.lg.jp

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

一般競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年11月27日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

一般競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年11月26日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成20年11月27日（木）午前10時30分

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

- この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記のいずれかの方法で平成20年11月20日(木)午後5時までに提出し、一般競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請する。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(2)の場所に郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
 - (3) 入札の無効

- 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
 - (4) 契約書作成の要否
 - (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成20年10月分

平成二十五年十一月十四日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

| 特殊肥料の 指 定 名 | 生産(輸入又は販売) 届 出 業 者 | 届 出 名 | 検 査 の 結 果 | | | | | | | | | | 備 考 |
|----------------|-----------------------|------------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------------|------------|------|-----------|------------|--|-----|
| | | | TN (%) | TP (%) | TK (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | TCa (%) | C/N | 水分 (%) | その他 の検査 | | |
| たい肥 | 青木誠一 | 牛ふんおがくずたい肥 | 0.84 | 1.72 | 1.70 | 12 | 70 | 0.45 | 20.0 | 58.19 | | | |
| | 株式会社サニタリーセンター | のぞみ | 4.58 | 3.67 | 3.11 | 49 | 338 | 4.40 | 5.9 | 19.69 | | | |
| | 佐久間松寿 | SY堆肥 | 1.21 | 2.65 | 1.87 | 253 | 477 | 2.09 | 15.2 | 53.28 | | | |
| | 浅見一弥 | 牛糞堆肥 | 2.56 | 2.84 | 2.21 | 22 | 139 | 3.69 | 11.4 | 18.91 | | | |
| | 松井廣光 | 牛ふん堆肥 | 0.36 | 0.48 | 0.16 | 5 | 28 | 0.70 | 16.1 | 85.53 | | | |
| | 奈良原良夫 | 牛ふん堆肥 | 0.48 | 0.49 | 0.19 | 10 | 65 | 0.72 | 13.5 | 77.51 | | | |
| | 株式会社広フーズ | ユウキ一番 | 0.89 | 0.41 | 1.80 | 7 | 17 | 0.28 | 33.9 | 26.88 | | | |
| | 株式会社ベルテック | ベルテック堆肥 | 1.33 | 0.50 | 0.66 | 29 | 91 | 1.40 | 12.2 | 53.03 | | | |

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
- 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百三十六号

平成二十年十一月十四日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

区域を次のように変更する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまま栗橋線
- 三 道路の区域

その関係図面は、平成二十年十一月十四日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-----|---|---|-----------------|--------------|-----------------|
| 旧 | 南埼玉郡白岡町大字篠津字押出シ四二番三地先から久喜市大字樋ノ口字内谷二七五番一地先まで | | 一六・一七 | 二二〇・九三 | 自転車歩行者道整備工事による。 |
| 新 | | | 一九・〇五 | 四〇・五〇 | |

埼玉県教委告示第四十三号

二 場所

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

招集する。

一 号

平成二十年十一月十四日

埼玉県教育局教育委員会室

埼玉県教育委員会委員長

三 議題

高橋 史朗

埼玉県立特別支援学校管理規則の

一 日時

一部を改正する規則について

平成二十年十一月二十日 午前十時

ロ その他

埼玉県公安委員会告示第367号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1

号イに規定する技能検定に関する技能及び知識について行う審査(以下「技能検定

員審査」という。)並びに法第99条の3第4項第1号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成20年11月14日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査

| | |
|---|---|
| <p>ナ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査 カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査 キ 牽引^{けんいん}免許に係る技能検定員審査 ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査</p> | <p>(1) 申請期間 平成20年11月14日(金)から11月28日(金)までの間(日曜日、土曜日及び祝日は除く。) (2) 場所 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係 電話 048(543)2001 内線241</p> |
| <p>(2) 教習指導員審査</p> | <p>4 申請要領</p> |
| <p>ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査 オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査 カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査 キ 牽引免許に係る教習指導員審査</p> | <p>技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。 なお、審査細目の免除を希望する者は、それに該当することを証明するものを添付して申請すること。</p> |
| <p>ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査</p> | <p>5 審査項目</p> |
| <p>(1) 期日</p> | <p>(1) 技能検定員審査</p> |
| <p>ア 論文審査日 平成20年12月16日(火)及び12月17日(水)</p> | <p>ア 技能検定に関する技能</p> |
| <p>イ 技能審査日 平成21年2月7日(土)、2月9日(月)、2月10日(火)、2月12日(木)及び2月13日(金)</p> | <p>イ 技能検定に関する知識</p> |
| <p>ウ 面接審査日 平成21年2月7日(土)、2月18日(水)、2月19日(木)及び2月20日(金)</p> | <p>ア 教習に関する技能</p> |
| <p>(2) 場所 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4</p> | <p>6 審査手数料</p> |
| <p>埼玉県警察本部交通部運転免許センター</p> | <p>審査手数料については、埼玉県収入証紙により納付すること。</p> |
| <p>ア 論文及び面接 運転免許センター4階会議室</p> | <p>7 その他 申請要領、内容、手続等の詳細については、埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係に照会すること。</p> |
| <p>イ 技能 運転免許センター内コース及び路上</p> | <p>~~~~~</p> |
| <p>3 申請期間及び場所</p> | <p>埼玉県選挙告示第百三十一号 埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。 平成二十年十一月十四日</p> |
| | <p>1 日時 平成二十年十一月十九日 午前十時 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲</p> |

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
三 議題

イ 備前堀、葛西用水路、見沼代用水及び元荒川上流の各土地改良区の総代総選挙について
ロ その他

正誤

埼玉県告示第千四百九十九号(平成二十年十一月十一日第二千三十号) 中訂正

ページ 段 行 誤
七 一 七 兎田暮地区

正
兎田暮坪地区

| | |
|------|---|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表) |
| | 埼玉選挙管理委員会 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所 | 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表) |